

新潟デザイン専門学校校友会会則

第一章 総則

第一条 本会は、新潟デザイン専門学校校友会という。

第二条 本会は、本部を新潟デザイン専門学校内に置き、事務局を新潟総合学院内に置く。

第三条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と新潟デザイン専門学校との関係を密接にし、新潟デザイン専門学校の発展に寄与することを目的とする。

第二章 事業

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- 一、会報・会員名簿等の作成配布
- 二、研究会・講習会の開催
- 三、同窓会等の開催
- 四、その他、本会の目的達成に必要な事業

第三章 組織

第五条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一、正会員
新潟スクール・オブ・アカデミー卒業生、新潟デザイン専門学校卒業生ならびに新潟デザイン専門学校現任教職員
- 二、特別会員
新潟デザイン専門学校理事・講師および、新潟スクール・オブ・アカデミー、新潟デザイン専門学校に功労があつて幹事会で推薦したもの。

第六条 会員中不都合があつた者は幹事会の決議をもってこれを除名することがある。

第四章 役員および任務

第七条 幹事会および役員構成

会	長	1名
副	会 長	1名
常	任 幹 事	10名
幹	事 長	1名
会	計 幹 事	2名
幹	事	若干名

- 第八条 一、会長は、新潟デザイン専門学校長がこれに任ずる。
二、副会長は、新潟総合学院理事長がこれに任ずる。
三、幹事長は、常任幹事の互選による。
四、常任幹事は、幹事会の互選により専任する。
五、幹事は現任教職員および卒業年次ごとに卒業生の中から若干名を選出する。
六、会計幹事は、幹事のうちから1名、教職員会員から1名を選出する。

- 第九条 一、会長は、校友会を代表して会務を統治する。
二、副会長は、会長を補佐して会務を統治し、会長に不都合があるときは、その代理をする。
三、常任幹事は、本会則所定の重要事項を審理し、本会校友会の運営にあたる。
四、幹事は、本会則所定の事項を行う。
五、会計幹事は、常時会計経理および事業の監査監督行い、その適正を期し監査結果を常任幹事および総会に報告するとともに必要あるときにはその是正を協議する。

- 第十条 一、役員任期は四年とする。ただし、再選を妨げない。
二、欠員によって補充された役員任期は、前任者の残存期間とする。

第五章 会議

- 第十一条 一、本会の会議は、総会および常任幹事会とし、会長がこれを招集する。
二、定時総会は、毎年一回開催し、つぎの事項を協議決定する。

- 1 予算決算の承認
- 2 役員の変更
- 3 会則の変更
- 4 事業計画その他重要事項

三、臨時総会は、必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、常任幹事が必要と認めたとき、または幹事の5分の1以上から請求があったときは、三週間以内にこれを開かなければならない。

第十二条 一、総会は、出席会員の過半数によって議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

二、総会には、委任により議決権を行使することができる。

第十三条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき、または常任幹事の3分の1以上から請求があったときはいつでもこれを開かなければならない。ただし、常任幹事の議決は、常任幹事の5分の3以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第六章 会計

第十四条 本会の会計年度は、毎月4月1日より翌年3月31日までとする。

第十五条 一、正会員は、つぎに定める会費を納めなければならない。

1、会費10,000円(500×20年)但し、終身会費とする。

(入会金・会費は経済変動などの止むを得ない事情があるときは、常任幹事会の審議を経て変更することができる。)

二、会費を納入しない者は、会員たる権利を行使することができない。

第十六条 本会の運営は、会費・預金利息・寄付金・その他雑収入をもってこれにあてる。

第十七条 本会の財産は、すべて常任理事がこれを管理する。

付則

この規則は、昭和59年6月30日より実施。